

4 パブリックコメントの結果

1 実施目的

第 4 期末未来をつくる堺教育プラン（案）について、堺市パブリックコメント制度要綱の規定に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集しました。

2 意見の募集期間

令和 7 年 12 月 16 日(火)～令和 8 年 1 月 15 日(木)

3 意見募集資料の配架場所

市政情報センター(高層館 3 階)、各区役所市政情報コーナー(6 施設)、図書館(12 施設)、教育政策課(高層館 10 階)、本市ホームページ

4 意見提出方法

教育政策課へ郵送、ファックス、電子メール、堺市電子申請システム

5 集計結果

意見提出人数 65 名、意見項目数 120 件

6 意見等の状況

意見の分類	意見項目数(件)
計画全体について	1
教育理念について	1
めざす教育像について	3
基本的視点について	5
基本的方向性 1 について	9
基本施策 1 確かな学び	3
基本施策 2 豊かな心	3
基本施策 3 健やかな体	3
基本的方向性 2 について	54
基本施策 4 学校マネジメント力	10
基本施策 5 誰一人取り残さない教育	44
基本施策 6 こどもの安全・安心	0
基本的方向性 3 について	26
基本施策 7 持続可能な教育環境	10
基本施策 8 学校を支える支援体制	9
基本施策 9 社会で支えるこどもの育ち	7
こども版	7
その他	14
合計	120

5 用語解説

	語句	ページ	説明
あ行	アセスメント	22	一般的には「査定」「評価」「事前評価」などを意味する言葉で、様々な分野で、目的に応じて必要な情報を収集・分析して現状を把握し、適切な対応や支援につなげる過程のことをいう。不登校児童生徒への支援においては、支援の前提として、本人・家族・関係者などから不登校に至る経緯や現在の状態などを情報収集し、分析してその背景や要因を的確に把握し理解すること。「見立て」ともいう。
	いじめ防止基本方針(堺市、学校)	57	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止や早期発見、早期対応を総合的かつ効果的に推進することを目的として、国の基本方針を踏まえ、堺市及び学校が策定するもの。
	インクルーシブ教育システム	52,55,56	障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのこと。この中では、①障害のある者が「general education system」(一般的な教育制度)から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
	ウェルビーイング	6,15,30,34,38,42,51,54,76	ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態」にあることをさし、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人だけでなく、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。日本社会では、自己肯定感等の獲得的要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識等の協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させることが必要とされている。
	親育ち	67	こどもの成長に応じた家庭での教育に取り組むため、保護者が自ら学び育つこと。
か行	学習支援ソフト	43	児童生徒が自分のペースで学習を進められるように支援するためのデジタルツール。教材の配布・回収や学習進捗の管理等のような機能がある。
	学習指導要領	7,41	学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校別(※)に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しており、約 10 年に一度を目安に見直されているもの。(※幼稚園：幼稚園教育要領)
	架け橋期のカリキュラム	44	5 歳児から小学 1 年生の 2 年間を架け橋期とし、この時期のこどもがスムーズに学びをつなげられるようにするためのカリキュラム。
	学校給食衛生管理基準	58	文部科学省が定める、学校給食の安全を守るためのルール。食材の管理、調理環境、衛生検査等を細かく規定し、食中毒等を防ぐことを目的としている。
	学校運営協議会制度	53	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを目的に、学校運営への必要な支援に関する協議を行う協議会であり、委員として保護者代表、地域住民、地域学校協働活動推進員等が参画するもの。
	学校力向上プラン	53	各学校園が毎年度作成する学校評価計画書のこと。学校園ごとに重点目標を設定し、具体的な取組・判断基準を基に、達成状況の評価を行うもの。
	カリキュラム・マネジメント	30,43,53	こどもや地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程(カリキュラム)を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
	キャリアステージ	53,54	職務経験の段階や組織内における役割の段階のこと。